

年 発 0901 第 3 号
令和 3 年 9 月 1 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局長
(公 印 省 略)

「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正について

確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年厚生労働省令第150号）が本日公布され、令和6年12月1日に施行されることとされた。

これに伴い、「厚生年金基金の財政運営について」（平成8年6月27日年発第3321号。以下「財政運営基準」という。）を別添のとおり改正し、令和6年12月1日から適用することとしたので、貴管下の厚生年金基金の指導にあたっては遺憾のないよう配慮されたい。

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）
新旧対照表

新	旧
<p>(別紙) 厚生年金基金財政運営基準 (目次) 第一～三 (略) 第四 財政計算 一～七 (略) 八 <u>他制度掛金相当額に関する厚生年金基金上の取扱い</u> (1) <u>基本的な取扱い</u> (2) <u>他制度掛金相当額の算定方法</u> (3) <u>年金数理人の確認</u> (4) <u>留意事項</u> 第五～十四 (略) 別表1～4 (略) 別添1・2 (略)</p> <p>第一～三 (略)</p> <p>第四 財政計算 一～七 (略) 八 <u>他制度掛金相当額に関する厚生年金基金上の取扱い</u> (1) <u>基本的な取扱い</u> <u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号)第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正す</u></p>	<p>(別紙) 厚生年金基金財政運営基準 (目次) 第一～三 (略) 第四 財政計算 一～七 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) 第五～十四 (略) 別表1～4 (略) 別添1・2 (略)</p> <p>第一～三 (略)</p> <p>第四 財政計算 一～七 (略) (新設)</p>

る法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額（以下「他制度掛金相当額」という。）は、厚生年金基金の給付水準（代行部分を除く。）から、企業型年金の事業主掛金に相当する額として算定したものであって、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の法第一百五十一条第十号に掲げる事項に該当するため、他制度掛金相当額を規約に定める必要があること。

(2) 他制度掛金相当額の算定方法

他制度掛金相当額は、確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和三年厚生労働省令第百五十号。以下「算定省令」という。）に基づき次のとおり算定すること。

ア 標準掛金の計算に用いた財政方式の区分に応じ、算定省令第八条第一項各号に定めるところにより、一月当たりの額に換算した額として算定すること。

イ 直近の標準掛金の計算に用いた基礎率と同一の基礎率に基づいて算定すること。

ウ 基金令第三十九条の四第一項の規定による掛金の控除を行う場合は、同項の規定により控除しなければならない額は零であるものとして算定すること。

エ 算定した額に五百円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときは、これを千円に切り上げること。

オ 財政再計算又は変更計算を行う場合は、他制度掛金相当額を再度算定すること。

カ 算定省令第八条第一項各号に規定する将来の年金たる給付及

び一時金たる給付に要する費用の予想額は、代行部分を除き、加入員が負担する掛金分を含めて計算すること。

キ 標準掛金の計算に当たって複数の給付区分を設けている場合は、給付区分ごとに他制度掛金相当額を算定すること。

ク 複数の給付区分に属する加入員の他制度掛金相当額は、各給付区分の他制度掛金相当額（端数処理後）を合算して算定すること。

(3) 年金数理人の確認

他制度掛金相当額は、標準掛金と同様の手法により算定するものであり、適正な年金数理に基づいて計算し、年金数理人による確認を受ける必要があること。財政再計算又は変更計算を行った場合は、財政再計算報告書、変更計算基礎書類又は変更計算報告書において、別添2の様式一覧に定める様式により、他制度掛金相当額の算定に用いた給付現価及び人数現価並びに算定された額を記載することとし、当該記載内容を含めて前記六の(2)に基づく年金数理人の確認を得ること。

(4) 留意事項

他制度掛金相当額は、標準掛金と同様の手法により算定するものであり、標準掛金と整合的となるよう、算定に用いる基礎率は直近の標準掛金の計算時と同一の基礎率とすること。なお、標準掛金の計算に用いる基礎率は、もっぱら各基金における実績及び将来の見通しに基づき適正に設定するものであること。

第五～十四 (略)

別表1～別表4 (略)

別添1 (略)

別添2 様式一覧

様式①～⑤ (略)

第五～十四 (略)

別表1～別表4 (略)

別添1 (略)

別添2 様式一覧

様式①～⑤ (略)

様式⑥ーア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、合併設立及び分割設立用）

1. ・ 2. (略)

3. 掛金率算定表

(1) 基本部分

			計	男子	女子
			千円	千円	千円
給付現価	合 計 (②～⑦)	①			
	将来加入員	②			
	現在加入員 (将来分)	③			
	現在加入員 (過去分)	④			
	年金受給者	⑤			
	受給待期脱退者	⑥			
	その他の受給者	⑦			
計 (⑨、⑩)		⑧			
標準給与現価	現在加入員	⑨			
	将来加入員	⑩			
標準掛金率 (数理上)			⑪		
標準掛金率 (規約上)			⑫		
算定用標準掛金率 (Min (⑪, ⑫))			⑬		
標準掛金収入現価 (⑧×⑬)			⑭		
① - ⑭			⑮		
最低責任準備金			⑯		
数理上資産額			⑰		
うち、別途積立金として留保する額			⑱		

様式⑥ーア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、合併設立及び分割設立用）

1. ・ 2. (略)

3. 掛金率算定表

(1) 基本部分

			計	男子	女子
			千円	千円	千円
給付現価	合 計 (②～⑦)	①			
	将来加入員	②			
	現在加入員 (将来分)	③			
	現在加入員 (過去分)	④			
	年金受給者	⑤			
	受給待期脱退者	⑥			
	その他の受給者	⑦			
計 (⑨、⑩)		⑧			
標準給与現価	現在加入員	⑨			
	将来加入員	⑩			
標準掛金率 (数理上)			⑪		
標準掛金率 (規約上)			⑫		
算定用標準掛金率 (Min (⑪, ⑫))			⑬		
標準掛金収入現価 (⑧×⑬)			⑭		
① - ⑭			⑮		
最低責任準備金			⑯		
数理上資産額			⑰		
うち、別途積立金として留保する額			⑱		

うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑱	
未償却過去勤務債務残高	⑳	
特 別 掛 金 (規約上) (予 定 償 却 期 間)	㉑	() ()
財 政 方 式		
[計算式]		

(注1) ①～⑮については、基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、⑰～㉑については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

(注2) ㉑については、上段は⑮－⑰ (上段) + ⑱ (上段) + ㉑ (上段)、下段は⑰－⑱ (下段) + ⑱ (下段) + ㉑ (下段) により算定する。

(注3) ㉑については、() 内に予定償却期間を記入すること。

(注4) 基本プラスアルファ部分に係る他制度掛金相当額について、[計算式] 欄に他制度掛金相当額の算定に用いた給付現価及び人数現価並びに算定された額を記入すること。

うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑱	
未償却過去勤務債務残高	⑳	
特 別 掛 金 (規約上) (予 定 償 却 期 間)	㉑	() ()
財 政 方 式		
[計算式]		

(注1) ①～⑮については、基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、⑰～㉑については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

(注2) ㉑については、上段は⑮－⑰ (上段) + ⑱ (上段) + ㉑ (上段)、下段は⑰－⑱ (下段) + ⑱ (下段) + ㉑ (下段) により算定する。

(注3) ㉑については、() 内に予定償却期間を記入すること。

(新設)

(2)加算部分

(金額単位：千円)

		計		
給付現価	合 計 (②～⑦)	①		
	将 来 加 入 員	②		
	現 在 加 入 員 (将来分)	③		
	現 在 加 入 員 (過去分)	④		
	年 金 受 給 者	⑤		
	受 給 待 期 脱 退 者	⑥		
	そ の 他 の 受 給 者	⑦		
給 与 現 価	計 (⑨、⑩)	⑧		
	現 在 加 入 員	⑨		
	将 来 加 入 員	⑩		
標 準 掛 金 率 (数理上)		⑪		
標 準 掛 金 率 (規約上)		⑫		
算 定 用 標 準 掛 金 率 (Min (⑪、⑫))		⑬		
標 準 掛 金 収 入 現 価 (⑧×⑬)		⑭		
① - ⑭		⑮		
数 理 上 資 産 額		⑯		
	うち、別途積立金として留保する額	⑰		
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑱		
一 時 払 掛 金 額		⑲		
未 償 却 過 去 勤 務 債 務 残 高 (⑮-⑯+⑰+⑱-⑲)		⑳		

(2)加算部分

(金額単位：千円)

		計		
給付現価	合 計 (②～⑦)	①		
	将 来 加 入 員	②		
	現 在 加 入 員 (将来分)	③		
	現 在 加 入 員 (過去分)	④		
	年 金 受 給 者	⑤		
	受 給 待 期 脱 退 者	⑥		
	そ の 他 の 受 給 者	⑦		
給 与 現 価	計 (⑨、⑩)	⑧		
	現 在 加 入 員	⑨		
	将 来 加 入 員	⑩		
標 準 掛 金 率 (数理上)		⑪		
標 準 掛 金 率 (規約上)		⑫		
算 定 用 標 準 掛 金 率 (Min (⑪、⑫))		⑬		
標 準 掛 金 収 入 現 価 (⑧×⑬)		⑭		
① - ⑭		⑮		
数 理 上 資 産 額		⑯		
	うち、別途積立金として留保する額	⑰		
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑱		
一 時 払 掛 金 額		⑲		
未 償 却 過 去 勤 務 債 務 残 高 (⑮-⑯+⑰+⑱-⑲)		⑳		

特 別 掛 金 (規約上) (予 定 償 却 期 間 年 月)	⑳	
財 政 方 式		
[計算式]		
<p>(注1) 第五の五の(1)に該当する場合には、㉑から㉒についても給付区分ごとに記載すること。</p> <p>(注2) <u>他制度掛金相当額について、[計算式] 欄に他制度掛金相当額の算定に用いた給付現価及び人数現価並びに算定された額を記入すること。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>様式㉑ーイ～㉒ (略)</p>		

特 別 掛 金 (規約上) (予 定 償 却 期 間 年 月)	㉑	
財 政 方 式		
[計算式]		
<p>(注) 第五の五の(1)に該当する場合には、㉑から㉒についても給付区分ごとに記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>様式㉑ーイ～㉒ (略)</p>		